勤怠管理・人事・給与・マイナンバー管理システム導入業務委託業者選定 公募型プロポーザル実施要領

平成29年12月

社会福祉法人草加市社会福祉事業団 事務局

勤怠管理・人事・給与・マイナンバー管理システム導入業務委託業者選定公募 型プロポーザル実施要領

社会福祉法人草加市社会福祉事業団における勤怠管理・人事・給与・マイナンバー管理システム導入に係る業務委託業者を下記のとおり募集いたします。

1 業務委託の趣旨

事務作業の効率化による事業運営の円滑化及び個人情報のセキュリティ強化等を 図るため、勤怠管理・人事・給与・マイナンバー管理システムを導入する。

当該システム導入業務を委託するにあたり、操作性、事務作業の効率化、運用上の 強固なセキュリティ管理が必要なことから、豊富な経験と高度な専門的知識を活用し た提案及び事業者を総合的に比例検討できる公募型企画提案(プロポーザル)方式によ り選定する。

2 業務委託の概要

別添「勤怠管理・人事・給与・マイナンバー管理システム導入業務委託仕様書」のとおりとする。

3 契約期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 参加資格

- (1) 登録業種等
 - ① 名簿への登録業種

現在有効な平成29・30年度草加市入札参加資格者名簿(物品等)に登録されている者

② 登録事業所の要件

本店又は支店(営業所)が埼玉県、東京都内にあること。

(2) 必要な実績等

過去に、国(独立行政法人を含む。)、地方公共団体又は社会福祉法人が発注した勤怠 管理・人事・給与・マイナンバー管理システムの関連業務について、受託実績を有する こと。

(3) その他

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ② 草加市の指名停止基準に基づく指名停止等の処置を受けていない者
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

- 5 手続きについて
 - (1) 参加表明書の提出及び書類審査
 - ① 提出書類

ア 参加表明書 (様式第1号)

イ 会社概要(様式第2号)

ウ 業務実績(様式第3号)

上記4(2)の業務について、6件まで記載できるものとする。

- ② 提出期限 平成30年1月12日(金)午後5時まで
- ③ 提出先 社会福祉法人草加市社会福祉事業団事務局まで持参すること。
- ④ 提出部数 正1部、副6部(正は原本、副は写し)
- (2) 関係書類の交付方法

当事業団ホームページからダウンロードすること。

- (3) 仕様書等に関する質問の受付及び回答
 - ① 受付期限 平成30年1月12日(金)午後5時まで
 - ② 質問方法 質問書 (様式第4号) を電子メールで送信すること。

E-mail: tatsuya.igarashi@sswo.or.jp

- ③ 回答期限 平成30年1月16日 (火) まで
- ④ 回答方法 提出された質問事項をとりまとめのうえ、提案者全員に対し、電子メールで回答する。
- 6 提案書・見積書の内容及び提出方法
 - (1) 提案書の内容

提案書(様式第5号)に記入のうえ、必要書類はA4、横書きで次のとおり作成し、 添付すること。

- ① 会社概要
 - ア. 設立年月日 イ. 代表者氏名 ウ. 従業員数 エ. 所在地
 - オ. 採用となった場合の窓口 カ. 本案件に従事する人数
 - キ. 本案件と同程度の受託実績
- ② 企業理念、基本姿勢、社会貢献等
- ③ 勤怠管理・人事・給与・マイナンバー管理システムの概要及び 機能要件確認表 (様式8)
- ④ システム導入事例
- ⑤ 本部・各拠点間の導入イメージ
- ⑥ システム間の連動内容
- ⑦ 帳票類サンプル
- ⑧ セキュリティ体制

- ⑨ 緊急時のサポート体制
- ⑩ 本稼働までの導入スケジュール
- (2) 見積書の内容
 - ① 見積書(様式第6号)に従い、作成すること。
- (3) 提出方法
 - ① 提出期限 平成30年1月22日(月)午後5時まで
 - ② 提出場所 当事業団事務局まで持参すること。
 - ③ 提出部数 6部

7 提案書に関する質問及び回答

- (1) 受付期限 平成30年1月16日 (火) まで
- (2) 質問方法 質問書(様式第7号)を電子メールで送信すること。

E-mail: tatsuya.igarashi@sswo.or.jp

- (3) 回答期限 平成30年1月19日(金)まで
- (4) 回答方法 提出された質問事項をとりまとめのうえ、提案者全員に対し、電子メールで回答する。

8 選考方法

(1) 一次審査

参加表明書を提出した者について、参加資格を確認する。また、参加資格要件を満たす者は、一次審査を通過するものとする。ただし、参加資格を満たす者が5者を超えた場合は、提案書類(見積書を含む)審査で5者に制限することとする。

(2) 二次審査

一次選考通過者により、提案書に基づいたプレゼンテーション及びシステムのデモンストレーションを二次選考会として実施し、最も優れた業者を契約候補者とする。

① 実施予定日 平成30年1月31日(水)

② 出席者

プレゼンテーションの出席者は各提案者3名以内とする。

③ 持ち時間

プレゼンテーション 20分デモンストレーション 10分※準備等も含め、1者30分以内とする。

④ その他

その他の詳細については、後日、提案者に通知することとする。